

災害廃棄物広域処理に関するQ & A

Q 1 どうして災害廃棄物を受け入れる必要があるのですか。

A 1

○昨年10月に発生した台風19号の風水害により、各地で大量の災害廃棄物が大量に発生しました。被災地では、懸命に処理を進めておりますが、域内での早期処理が見込めない状況です。

○昨年末、環境省、宮城県から宮城県大崎市の災害廃棄物について、都内での受入依頼があったことから、区市町村及び一部事務組合の協力をいただき、都内の清掃工場を受け入れるものです。

Q 2 昨年12月23日の環境大臣会見では、生活圏にある身近な仮置場のうち97%で災害廃棄物の撤去を完了したとの発言がありました。なぜ広域処理する必要があるのですか。

A 2

○昨年末までに仮置場の撤去を完了したのは、住宅、学校等の身近な生活圏に隣接する身近な仮置場であり、生活圏外の仮置場には、未だ多くの災害廃棄物が残されております。

○大崎市では、推計12,200トンの災害廃棄物が発生し、今も複数の仮置場で廃棄物が保管されており、令和2年末までの処理完了に向け、広域的な支援が必要な状況にあります。

Q 3 なぜ、宮城県の自治体のうち、大崎市の災害廃棄物を受け入れるのですか。

A 3

- 環境省からの協力要請があった際、宮城県内の被災市町村を支援するよう、依頼がありました。
- 国の要請を踏まえ、宮城県と調整を進めた結果、災害廃棄物発生量が多く、域内処理が困難な大崎市の支援を行うことになりました。
- 具体的には、同市内の仮置場に多く残されている稲わら等の処理を行うこととなります。

Q 4 災害廃棄物の受入は、どのような手順で決めたのですか。

A 4

- 環境省からの依頼を受け、都は、昨年 11 月末、都内区市町村及び一部事務組合に対し、受入可能性に関する調査を行いました。
- 調査の結果を踏まえ、昨年 12 月 5 日、6 日の両日、受入可能な団体の実務担当者と一緒に現地に赴いて災害廃棄物の性状等を調査し、都内清掃工場で受入が可能であることを確認しました。
- その後、特別区長会(1/16)、東京都市長会(1/27)、東京都町村会(1/24)での合意を得て、関係者間で協定書を締結し、受入れを進めることになりました。

Q 5 どの清掃工場で災害廃棄物を受け入れるのですか。

A 5

- 受入が可能な団体の実務担当者による調整の場を設け、各清掃工場の施設能力、受入可能時期等を考慮して、具体的な受入先を調整してまいります。
- 具体的には、区部にある 23 区清掃一部事務組合の清掃工場と、多摩地域にある市又は一部事務組合の清掃工場となります。

○2月は、23区清掃一部事務組合の新江東清掃工場、3月からは、八王子市、ふじみ衛生組合（三鷹市、調布市）の清掃工場など多摩地域においても順次、受け入れる予定です。

Q6 なぜ、受入量は4,000トンなのですか。また、一日当たりどのくらいの災害廃棄物を受け入れるのですか。

A6

○今回の広域輸送は、川崎市所有の鉄道貨物用コンテナ18基を借用し、1日4基程度の災害廃棄物の受入れを予定しています。

○コンテナの容量と台数から算出すると、年内に処理できる量は概ね4,000トン程度と算出されます。

○1日当たりの受入量は、コンテナ4基分で、約12.8トンを見込んでおり、これを区部と多摩地域で分担して受け入れることとなります。

(内訳)

- ・1基当たりの積載可能量 $4\text{トン} \times 0.8 = 3.2\text{トン}$ (積載見込量)
よって、 $3.2\text{トン} \times 4\text{基} / 1\text{日} \times 25\text{日} \times 11\text{月} = 4,000\text{トン}$

Q7 災害廃棄物は、どうやって運ぶのですか。

A7

○現地の仮置場で災害廃棄物を積んだコンテナをトラック輸送により、仙台貨物ターミナル駅に運び、都内の隅田川駅まで鉄道輸送します。

○その後、トラック輸送により、隅田川駅から区部又は多摩地域の清掃工場に運びこととなります。

Q 8 都民、地域住民への説明は、どのように行うのですか。

A 8

○1月31日付で受入側となる東京都、特別区長会、市長会、町村会に、宮城県、大崎市を加えた、6者連名によるプレス発表を行うほか、ホームページや広報誌など各種媒体を通じて幅広く受入の意義等を都民の皆様に説明してまいります。

○また、受け入れる清掃工場の周辺住民の皆様等に対しては、自治体や一部事務組合で各種広報誌、運営協議会等を活用し、地域の実情に応じて行われることとなります。

Q 9 今後、受け入れる被災自治体は増えていくのですか。

A 9

○現時点では、大崎市以外の自治体については、未定です。

○現状では、輸送用コンテナには限りがありますが、今後、環境省等からの要請に応じて支援を検討してまいります。

Q10 東日本大震災時の災害廃棄物の受入に際して、放射能の問題を心配する声が寄せられました。今回は大丈夫なのですか。

A10

○大崎市の2つの清掃工場における放射能濃度は、災害発生前後で変化がないことを確認しております。

○放射性物質汚染対処特措法では、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下のものは、通常の処理方法で処理可能とされており、大崎市の測定濃度は、この数値を大きく下回っております。

○都内の清掃工場の濃度と比較しても、有意な差はないことを確認しております。

(参考)

放射性物質濃度 (セシウム 134+137)	大崎市		(参考) 東京都
	2 清掃工場 (中央、東部)		3 4 清掃工場
	災害前 (10 月分)	災害廃棄物処理中 (11 月分)	直近データ (10 月)
排ガス (Bq/m ³)	不検出	不検出	不検出
主灰 (Bq/Kg)	3 6 ~ 5 1	2 8 ~ 4 5	不検出 ~ 7 4
飛灰処理汚泥 (Bq/Kg)	8 1 ~ 1 4 0	8 2 ~ 1 1 0	不検出 ~ 2 6 5